

(趣旨)

- 第1条 この告示は、横手市が発注する建設工事(以下「工事」という。)に係る下請負の適正化を図るため、元請負人及び下請負人が講ずべき措置その他必要な事項を定めるものとする。
(下請負の当事者の確認)
- 第2条 元請負人は、工事を下請負に付そうとする場合において建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項第2号の規定に該当するときは、特定建設業の許可を受けなければならない。
- 2 元請負人は、当該下請負人が当該下請負に付そうとする部分の工事(法第3条第1項に規定する軽微な建設工事を除く。)の種類に対応する業種について、法第3条の規定による建設業の許可を受けていることを確認するものとする。
(一括下請負の禁止)
- 第3条 元請負人は、法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第14条の規定に基づき、工事を一括して下請負に付してはならない。
(下請負人の選定)
- 第4条 元請負人は、請け負った工事の一部を下請負に付そうとする場合は、市内に本社又は営業所を有する建設業者を選定するよう努めるものとする。
- 2 元請負人は、市長が特別の必要があると認めた場合を除き、同一工事に係る入札の参加者(共同企業体の構成員として参加した者を含む。)を下請負人にしてはならない。
(重層下請負)
- 第5条 元請負人は、下請負人に対し当該下請負に付する部分の工事を可能な限り直接施工するよう指導し、及び必要のない重層下請負が行われないよう留意しなければならない。
- 2 元請負人は、再下請負の必要があると認めるときは、下請負人に対し、書面による再下請負契約の締結、労働災害の防止その他必要な措置をとるよう指導し、及び当該下請負契約を含むすべての下請負の状況を把握しなければならない。
(下請負契約の締結)
- 第6条 元請負人及び下請負人は、法第19条の規定に基づき、工事の開始前に、建設工事標準下請負契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)又はこれに準ずる内容による下請負契約書による契約を締結しなければならない。
(下請負人の通知)
- 第7条 元請負人は、工事を下請負に付するときは、下請負の合計金額にかかわらずすべての工事について下請負人通知書に当該下請負に係る前条の契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。
(下請負に係る請負代金)
- 第8条 元請負人及び下請負人は、下請負に係る請負代金は、次に掲げる事項に従った下請負契約を締結しなければならない。
- 1 請負代金の額は、当該下請負に係る工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない額でないこと。
 - 2 請負代金の支払時期及び前払金の支払については、法第24条の3及び第24条の6第1項の規定に従っていること。
 - 3 請負代金は、現金払とするよう努めること。
 - 4 請負代金を現金払及び手形払を併用して支払う場合は、当該代金に占める現金の比率を高めるとともに、手形期間は120日以内で可能な限り短い期間とすること。この場合において、労務費相当分は現金払にしなければならない。
 - 5 請負代金の支払いにおいて現金払の約定を手形払に変更し、又は手形期間を延長するときは、これによる手形割引の費用又は増加費用は、元請負人の負担とすること。
- 2 元請負人は、下請負に係る請負代金を手形払とするときは、一般の金融機関による引受けが困難であると認められる手形を交付してはならない。
(労働者の使用)
- 第9条 元請負人及び下請負人は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第44条に規定する労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。
(再下請負人等への配慮)
- 第10条 元請負人は、下請負人に対し下請負人の経営状況の悪化、倒産等により当該下請負に係る再下請負人、労働者その他関係者に請負代金、賃金等の不払その他の不測の損害を生じないように十分な指導をしなければならない。
(法令の遵守)
- 第11条 元請負人及び下請負人は、法、横手市建設工事施工体制等確認要領(平成17年横手市訓令第50号)、この告示その他の関係法令を遵守しなければならない。
(その他)
- 第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- 附 則
この告示は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(令和元年11月18日告示第195号)
この告示は、令和元年11月18日から施行し、改正後の横手市建設工事下請負の適正化に関する要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。
附 則(令和2年3月17日告示第28号)
この告示は、令和2年10月1日から施行する。